



2024年7月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

| | | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1 | 2024年5月21日付、輸出加工区外が行われた場合の修理サービスに対する付加価値税政策税務総局によるの公式派遣に関するオフィシャルレター・第2155/TCT-CS号 | VAT |
| 2 | 2024年4月15日付、支店営業終了後の控除対象付加価値税の移管に関する税務総局発行の官報のオフィシャルレター・第1569/TCT-KK号 | VAT |
| 3 | 2024年5月17日付、交通費支援に対する税制に関するハノイ税務局発行のオフィシャルレター・第28812/CTHN-TTHT号 | CIT |
| 4 | 2024年7月4日付、法人税政策に関するビンズン省税務局発行の官報のオフィシャルレター・第18135/CTBDU-TTHT号 | CIT |
| 5 | 2024年4月11日付、個人が不動産によって資本として提供された株式を譲渡する場合の納税義務の決定に関する税務総局発行の官報のオフィシャルレター・第1504/TCT-DNNCN号 | PIT |
| 6 | 2024年6月11日付、付加価値税の軽減対象サービスと付加価値税の軽減対象外のサービスを含む場合の領収書発行に関するフンイエン税務局発行のオフィシャルレター・第2363/CTHYE-TTHT号 | OTH |

内容

| | | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|------------|
| <u>7</u> | 2024年7月10日付、請求書発行時にハノイ税務局が発行したオフィシャルレター・第40278/CTHN-TTHT号 | OTH |
| <u>8</u> | 2024年7月4日付、貿易割引税政策に関するビンズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第18137/CTBDU-TTHT号 | OTH |
| <u>9</u> | 2024年6月20日付、現金以外の支払いに関してカントー市税務局が発行したオフィシャルレター・第2926/CTCTH-TTHT号 | OTH |
| | | |
| | | |
| | | |

1 輸出加工区外で行われた場合の修理サービスに対する付加価値税政策

2024年5月21日付、輸出加工区外が行われた場合の修理サービスに対する付加価値税政策税務総局によるの公式派遣に関するオフィシャルレター・第2155/TCT-CS号は以下の通りである。

通達 219/2013/TT-BTC の第 9 条の規定によれば、輸出される商品およびサービスには 0% の税率が適用される。海外および非関税地域での建設および設置活動、国際輸送、商品やサービスは輸出時に付加価値税の対象にならない。したがって、当社が輸出加工企業に修理サービスを提供しているが、そのサービスが非関税区域外にある修理会社で実施および消費される場合には、付加価値税0%の引き上げ条件を満たさない。

2 支店の営業終了後に控除対象となる付加価値税の譲渡

2024年4月15日付、支店営業終了後の控除対象付加価値税の移管に関する税務総局発行の官報のオフィシャルレター・第1569/TCT-KK号は以下の通りである。

支店が親会社の従属部門であり、子会社とは異なる都市に親会社本社を置く場合、支店は営業を終了し、その税法は無効になるが、未計上の仕入付加価値税額は終了時まで全額控除される。営業開始後、支店が付加価値税に関する法律の規定に基づく税額控除の条件を完全に満たしている場合、親会社は全額控除されていない仕入付加価値税額を支店に移管することができる。親会社は引き続き規制に従って申告および控除を行う。

3 交通費補助のための税制

2024年5月17日付、交通費支援に対する税制に関するハノイ税務局発行のオフィシャルレター・第28812/CTHN-TTHT号は以下の通りである。

会社が自社製品の消費を促進するために購入者に輸送サポートを提供する場合:

- 付加価値税について：支援金を受け取る際、購入者は当社に付加価値領収書を発行し、規定に従って付加価値税を申告、納付するものとする。
- 法人税に関して：交通費サポートは、購入した商品の価格からの控除の基礎として債務清算記録の中で両当事者によって作成され、契約書/契約書の付録に具体的に指定されている（リストと記録が確認できる場合）。両当事者間の交通費サポートの費用は、通達第 96/2015/TT-BTC 第 4 条に規定されている条件が満たされている場合、法人所得税の対象となる所得を決定する際の控除対象費用に含まれる。

4 ベトナムで働く外国人の給与について、海外の親会社によって支払われるが、その後ベトナムの会社が親会社に返金すること

2024年7月4日付、法人税政策に関するビンズン省税務局発行の官報のオフィシャルレター・第18135/CTBDU-TTHT号は以下の通りである。

外国人は、ベトナムの会社で働くため、海外で親会社の契約に基づいて、給与はベトナムの会社に代わって親会社から直接支払われるが、その後ベトナムの会社が親会社に返済することがある。会社は次のように行われる。

- 法人税について：所定の条件を満たした場合、法人税を計算する際の損金となる。
- 外国契約者税について：会社は外国契約者税を控除する必要はない（仮受取と仮払の差がない場合）
- 個人所得税について：
 - 会社はフォーム第 05/KK-TNCN 号を毎月または四半期ごとに、会社が支払う収入を申告する。
 - 外国人個人は、フォーム 第02/KK-TNCN号 に従って四半期ごとに、ベトナムでの収入と国外からの収入を申告する。

5 個人が不動産とともに出資した株式を譲渡する場合の納税義務の確定

2024年4月11日付、個人が不動産によって資本として提供された株式を譲渡する場合の納税義務の決定に関する税務総局発行の官報のオフィシャルレター・第1504/TCT-DNNCN号は以下の通りである。

個人が不動産を伴って株式会社に出資する場合、出資時に不動産譲渡税の申告や納税が不要になる。個人は、資本金の譲渡、資本の撤退、または企業の解散の際に、資本を拠出する場合には不動産譲渡所得、資本を移転する場合には資本譲渡および不動産譲渡所得について申告および納税を行う。

6

付加価値税が軽減されたサービスと付加価値税が軽減されなかったサービスを含む場合の領収書

2024年6月11日付、付加価値税の軽減対象サービスと付加価値税の軽減対象外のサービスを含む場合の領収書発行に関するフニエン税務局発行のオフィシャルレター・第2363/CTHYE-TTHT号は以下の通りである。

当社が、減税および非減税サービスの両方を含む顧客のインフラ管理および保守を行う場合、各税率に応じて決定できない場合は、次のとおり。

- 会社は、上記のサービスに対して最高税率の10%で領収書を発行する必要がある。
- 購入者は、上記の領収書を基礎として入力付加価値税を控除し、付加価値税還付金(存在する場合)を要求できる。

7 領収書の作成時点

2024年7月10日付、領収書の発行時についてハノイ税務局が発行したオフィシャルレター・第40278/CTHN-TTHT号は以下の通りである。

売上領収書の発行時点：納品書に署名した時点

8 貿易割引

2024年7月4日付、貿易割引税政策に関するビンズオン省税務局発行のオフィシャルレター・第18137/CTBDU-TTHT号は以下の通りである。

- 調整済み領収書の発行 (個別の領収書を発行する場合): エラーではないため、負の数値は記録しないで。
- 買い手と売り手は、この調整された領収書に基づいて、元の領収書の申告を申告および調整する。

9 個人の Visa カードで支払う場合の現金以外の支払い書類

2024年6月20日付、現金以外の支払いに関してカントー市税務局が発行したオフィシャルレター・第2926/CTCTH-TTHT号は以下の通りである。

- 会社当社財務規程で定める
- 会社から個人口座への送金伝票
- 個人口座から販売者に送金する書類
- 購入領収書には、会社の名前、税コード、住所が記載されている
- 個人が販売者に支払うための会社当社の承認に関連する文書

略語

| | | | |
|------------|-------------------------|---------------|---------------------------------------------------|
| VAT | Value Added Tax | MOF | Ministry of Finance |
| PIT | Personal Income Tax | GDT | General Department of Taxation |
| CIT | Corporate Income Tax | MOIT | Ministry of Industry and Trade |
| FCT | Foreign Contractor Tax | MOLISA | Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair |
| SCT | Special Consumption Tax | DPI | Department of Planning and Investment |
| IET | Import and Export Tax | SBV | The State Bank of Vietnam |
| OTH | Other | EPE | Export processing enterprises |
| OL | Official Letter | EPZ | Export Processing Zone |
| ACC | Accounting | IZ | Industrial Zone |
| LAB | Labor | | |



2024年7月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

